

令和2年6月15日

各 位

公益社団法人 北海道観光振興機構
会 長 塙 八 義 博

新たな地域の魅力を創出するインバウンド推進開発事業～石狩地域
『石狩地域受入体制整備・情報発信事業』委託業務に係る企画提案の募集について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。北海道の観光事業の推進にあたりましては、日頃から格別のご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記の通り企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

新たな地域の魅力を創出するインバウンド推進開発事業～石狩地域
『石狩地域受入体制整備・情報発信事業』

2. 事業目的

道内最大のゲートウェイである新千歳空港を有する千歳周辺地域から大都市札幌にいたるまでには、様々な文化・観光コンテンツが存在するが、これら観光コンテンツについてインバウンドへの多言語対応等、受入環境整備が不足している。

このため外国人旅行者向けサイト等を活用し、観光スポットや体験施設、飲食店施設等の情報の多言語化等を含む受入環境整備を行うことでインバウンドにおける各地域の観光コンテンツの情報入手手段の容易化を図る。加えて外国人によるモニターツアーを実施することで、現地目線で各施設やコンテンツの魅力・課題を洗い出し、圏域内のおもてなし力を向上させることで、外国人観光客の滞在の長期化・圏域内周遊を促進し、消費額増加を促進する。

3. 実施期間 契約締結日～令和3年3月10日（予定）

4. 委託事業者向け事業説明会

日時：令和2年6月25日（木）13:00～15:00

会場：公益社団法人 北海道観光振興機構 会議室

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

※出席を希望する場合は、別紙回答用紙に記載の上、令和2年6月18日（木）正午までに、メール或いはFAXにてお申し込みください。

*なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、1社あたり1名様の参加でお願いいたします。

また、出席の皆様におかれましては、当日、「マスクの着用」にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。（*参加希望者の人数によっては、会場を変更する場合もございます。その際は速やかに参加希望の皆様に連絡をいたします。）

*新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、企画提案事業説明会を開催せず質疑についてはメールでの受け付け、回答の可能性もある。

以上

担当：北海道観光振興機構 地域支援本部
広域観光部 小室
電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064
E-Mail：saori_komuro@visithkd.or.jp

FAX回答用紙

令和2年6月18日(木)正午必着

FAX : 011-232-5064

E-Mail : saori_komuro@visithkd.or.jp

北海道観光振興機構 地域支援本部

広域観光部 小室 宛

新たな地域の魅力を創出するインバウンド推進開発事業～石狩地域『石狩地域受入体制整備・情報発信事業』委託事業者向け事業説明会に出席します。

貴社名			
連絡先			
<E-mail>			
部署名	部署名	役職	氏名
役職			
氏名			

※なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、1社あたり1名様の参加でお願いいたします。また、出席の皆様におかれましては、当日、「マスクの着用」にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(*参加希望者の人数によっては、会場を変更する場合もございます。その際は速やかに参加希望の皆様にご連絡をいたします。)

新たな地域の魅力を創出するインバウンド推進開発事業～石狩地域
『石狩地域受入体制整備・情報発信事業』企画提案指示書

公益社団法人 北海道観光振興機構

1. 事業目的

道内最大のゲートウェイである新千歳空港を有する千歳周辺地域から大都市札幌にいたるまでには、様々な文化・観光コンテンツが存在するが、これら観光コンテンツについてインバウンドへの多言語対応等、受入環境整備が不足している。

このため外国人旅行者向けサイト等を活用し、観光スポットや体験施設、飲食店施設等の情報の多言語化等を含む受入環境整備を行うことでインバウンドにおける各地域の観光コンテンツの情報入手手段の容易化を図る。加えて外国人によるモニターツアーを実施することで、現地目線で各施設やコンテンツの魅力・課題を洗い出し、圏域内のおもてなし力を向上させることで、外国人観光客の滞在の長期化・圏域内周遊を促進し、消費額増加を促進する。

2. 事業対象地域

石狩地域

(主に札幌市、千歳市、北広島市)

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下、「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1者以上、単体企業等は自らが、必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。
 - ① 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア. 民間企業
 - イ. 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団体の統制下にある法人を除く。
 - ウ. その他の法人、又は法人以外の団体等
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
 - ④ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。
 - ⑤ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
 - (4) コンソーシアムにおいては、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
 - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
 - ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について

責任の所在が明確であること。

5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日～令和3年3月10日（予定）

(2) 業務スケジュール

6月15日（月） 企画提案募集の公示・企画提案指示書、資料の配布開始

6月25日（木） 13:00～ 企画提案事業説明会

6月29日（月） 17:00 企画提案参加表明締切

7月7日（火） 15:00 企画提案書の提出期限

7月中旬 企画提案の審査、委託事業者決定

7月中旬～7月下旬 委託決定事業者による現地での事業説明会開催・契約締結・業務開始

令和3年3月10日（水）予定 全事業終了、事業報告書作成提出、精算

*新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、企画提案事業説明会を開催せず質疑についてはメールでの受け付け、回答の可能性もある。

7. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1) 表明期限：令和2年6月29日（月） 17:00

(2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 地域支援本部広域観光部（担当：小室）

TEL：011-231-2900 Email：saori_komuro@visithkd.or.jp

(3) 表明方法：メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

8. 委託業務内容

事業内容について対象となる※地域へのヒアリング等を実施し、地域の意向を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を提案すること。なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を附加することも可能とする。また、本事業は観光庁の令和元年度予備費の「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用して実施するものであることから、本指示書及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱」に基づき実施するものとする。

※【地域連絡先】は、企画提案事業説明会にてご案内いたします。

(1) 観光施設等における多言語化をはじめとする受入環境整備

道内最大のゲートウェイである新千歳空港周辺地域から大都市札幌にいたるまでにおいては、観光コンテンツは充実しているものの、受入整備が不足しており、外国人旅行者に観光施設や飲食店等が知られておらず圏域内周遊に繋がっていない。外国人旅行者に訴求するため観光施設や飲食店等における多言語化をはじめとする受入環境整備や磨き上げを行うことで情報入手手段の容易化を図る。加えて圏域周遊を促進する。

《ターゲット市場：台湾、香港、中国、タイ、欧米等》

① 検討会開催

周辺地域への外国人旅行者の誘客促進のため、地域としての受け入れ体制やコンテンツ等の検証のための検討会を開催する。

開催地域：千歳市、北広島市、札幌市

構成員：観光関係団体、商工団体、自治体等

② 参加店舗への支援

検討会で支援する観光スポットや体験施設、飲食店施設などを抽出し、観光コンテンツにおけるホームページの多言語化等の整備を行い、地域の観光資源の利用を促進する。また災害時には支援情報（WI-FI やトイレなど）を多言語案内することで旅行者が安心して楽しめる観光地づくりを図る。

- ・施設情報の多言語化
- ・観光コンテンツを紹介する外国人旅行者向けサイトでの多言語整備

③ モニターツアーの実施

上記②で多言語化した施設等を行程に組み込み、外国人によるモニターツアーを実施する。ツアー後には意見聴取のための情報交換会を開催し、魅力・課題の洗い出しを行い、おもてなし力向上を図る。

「モニターツアー」

- ・夏・秋 2回開催
- ・外国人モニター：東アジア、東南アジア、欧米豪※日本在住外国人を想定

「情報交換会」

- ・構成員：観光関係団体、自治体など

(2) 目標と成果指標

① 検討会開催

アウトプット：開催回数 6回（千歳市、北広島市、札幌市にて各 2回実施）

アウトカム：検討会開催による掲載コンテンツ数 3件以上（令和3年3月時点）

② 外国人旅行者向けサイトを活用した受入環境整備

アウトプット：多言語整備コンテンツ数 27件（負担額に応じて掲載商品数を決定）

アウトカム：Web サイト掲載ページ平均 PV 数 350PV（令和3年3月時点）

③ 外国人によるモニターツアー及び意見交換会

アウトプット：外国人モニター参加者 各回 12名（東アジア 4名、東南アジア 4名、欧米豪 4名）

モニターツアー実施回数 2回（夏 7~8月、秋 10~11月想定）

アウトカム：意見交換会提言数 各回 30個

(3) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、紙、及び電子データにて提出すること。

9. 予算上限額

17,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、一部事業の中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

10. 企画提案書及び見積り依頼内容

企画提案書作成にあたっては、提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) これまでの事業実績

過去3年以内の本事業と同種、且つ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構発注の実績については記載を要しない。

(2) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(3) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(4) 見積書

- ①費用項目の明細を記載すること。
※例：人件費、交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネート費等
 - ②日本円での記載を原則とすること。
- (5) その他
旅行商品購入者数の目標については、令和4年3月31日までに達成に導く具体的な手法を明記すること。

11. 企画提案書作成上の留意点
- (1) 様式の規格はA4版とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
 - (2) 企画提案書は事業者名や従事者名を記載したもの、これらを記載しないものの2種類作成すること。
 - (3) 企画提案書の冒頭に全体構成を記載すること。
 - (4) 媒体の提案などにおいてA案・B案等、複数の案を記載している提案は審査対象外とする。
 - (5) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
 - (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
 - (7) 提出された企画提案書は返却しない。
 - (8) 企画提案にあたっては、地域に対してヒアリングを実施する等、地域の現状や意向を十分に踏まえた企画提案を行うこと。

12. 企画提案書の提出
- (1) 提出部数 8部（事業者名、業務従事者氏名を記載したもの 1部、記載しないもの 7部）
※提出する企画提案書について、業務従事者氏名、社名等を記載しないものについては必ずデータでも提出すること。
 - (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光振興機構
地域支援本部 広域観光部（担当：小室）
TEL: 011-231-2900 Email: saori_komuro@visithkd.or.jp
 - (3) 提出期限 令和2年7月7日（火）15:00
 - (4) 提出方法 持参または郵送による。
※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。
※業務従事者氏名、社名等を記載しない企画提案書については、別途必ずデータでも電子メール、ROM等により納品すること。（但し、データのみの提出は認めない。（1）に記載の部数は別途指示通りの期日までに指定場所に納品すること。）

13. 企画提案に関する審査
- 企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。
- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、且つ提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を審査対象者とする。
 - (2) 4者以上の審査対象者がいる場合は予め書面審査を行い、上位3者を最終的な審査対象者とする。
 - (3) 審査は審査対象者によるプレゼンテーションを基に実施する。
 - (4) プrezentationの日時及び場所は、別途審査対象者に通知する。
 - (5) プrezentationに参加できない場合は、棄権とみなす。
 - (6) プrezentation時の追加資料の配布については認めない。
 - (7) プrezentation用の機器類を使用する場合は、事前に申し出を行った上で審査対象者が準備・設置するものとする。なお、審査の進行に影響を及ぼすと判断されるものについては使用を認めない。
- *なお新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、ZOOMシステムを用いての遠隔での審査会の開催、もしくはプレゼンテーションを実施せず、書面審査をもって受託者選定とする場合もある。その際は速やかに審査対象者に連絡をする。

14. 企画提案の評価基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。

(2) 実現性

提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。

(3) 業務遂行能力

提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

15. 業務上の留意事項

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

(1) 業務内容の詳細については、提案内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。

(3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(4) 本事業は観光庁の令和元年度予備費「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、受託事業者は観光機構より別途指示する観光庁が示す要綱に従った業務遂行とすること。

16. その他

(1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定以外の目的には提出者に無断で使用しない。

(2) 公正性、透明性、客觀性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては事前に提案者に通知するものとする。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。

(5) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

(6) 本事業は、観光庁の令和元年度予備費「訪日外国人旅行者周遊促進事業」を活用する。このため、支援内容や支援見込金額の変更・支援対象外の事象が判明した場合等には、本募集・選定手続については変更・中止する場合がある。

以上